

畜産農家におけるポジティブリスト制度への対応



平成18年5月から、食品衛生法に基づく食品中の残留農薬等に関する「ポジティブリスト制度」が施行されています。

本制度では、それまで残留基準が定められていなかった農薬や動物用医薬品の成分についても残留基準値が設定され、その成分が基準値を超えて検出された場合には、その食品（畜産物）の流通が禁止されます。



食品衛生法違反とならないよう、畜産農家のみなさんは次の点にご注意を！！

1. 動物用医薬品の添付文書をよく読んで、適正に使用する。
 2. 投薬中や投薬後の動物・畜舎には表示し、間違えないようにする。
 3. 出荷する家畜や、牛乳・卵を生産している家畜の治療記録を確認する。
 4. 書類や帳簿を保管する。
 - (ア) 飼料の購入伝票や給与記録
 - (イ) 牧草などへの農薬散布記録
 - (ウ) 動物用医薬品の購入記録や使用記録
 - (エ) 動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書
- ※ 保管した書類・記録は、問題が発生した時の重要な証拠資料となります。



【家畜の病気等に関するご相談は…】

山梨県東部家畜保健衛生所 ・ 山梨県東部家畜自衛防疫推進協議会 電話 055(262)3166 FAX 055(262)3108